

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に係る各省庁の取組状況

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
(1)鑑賞の機会の拡大		
①利用しやすい環境整備の推進 障害者が文化芸術を鑑賞する際の情報保障(日本語字幕、手話通訳、音声ガイド、ヒアリンググループ等の整備)や多様な障害特性に応じたサービスの提供、施設の利用環境の整備等、利用しやすい環境の向上を図る取組を推進する。	文化庁	○文化施設におけるバリアフリー化を推進するため、アクセシビリティ・ガイドブックの作成・配布、劇場・音楽堂等の公演における字幕・音声ガイド・多言語対応への支援、映画のバリアフリー字幕や音声ガイド制作への支援、博物館における障害者の芸術活動・鑑賞活動支援等を実施。
②文化発信・交流の拠点としての文化施設の活動・内容の充実 文化発信・交流の拠点として、美術館や博物館、劇場、音楽堂等の活動・内容の充実を図る際、障害者による文化芸術活動への支援を推進することにより、文化施設が社会包摂の拠点としても機能するよう取組を進めることが重要である。例えば施設の催しの内容を市民に興味深く、かつ障害の特性に配慮した情報保障や環境整備などの対応を含めた情報を提供することで、多様な事業が展開されるような手法の開発を推進する。加えて、文化施設内や文化施設を利用するための最寄りの公共交通機関等の対応状況等の情報発信も推進していく。	文化庁	○博物館における障害者の芸術活動・鑑賞活動支援や劇場・音楽堂等の公演における字幕・音声ガイド・多言語対応への支援等を実施。
③文化施設の大規模改修に関する障害者への配慮 地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等の機能向上等に向けた施設整備を促進するため、施設の大規模改修を行う際には、障害者の意見を十分踏まえた対応がなされるよう推進していく。	文化庁 国土交通省	○民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合、固定資産税・都市計画税額の3分の1を減額する特例措置を実施(令和5年度まで)。 ○建築物のバリアフリー化を促進するため、ガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の周知を実施。 ○劇場等の客席のバリアフリー化を促進するため、令和3年度にバリアフリー法の省令を改正し、地方公共団体が条例で客席のバリアフリー化を義務付けることを可能としたほか、客席に係る誘導基準を設定し、容積率の特例等により整備を促進。 ○令和4年度より、既存の建築物における車椅子使用者用トイレ・客席の設置、段差の解消などのバリアフリー改修工事に対する補助制度を新設。
④鑑賞に対する支援体制の整備 国は、地方公共団体等と連携し、地域における障害者の文化芸術の鑑賞支援に関する相談、関係機関や専門家の紹介及び専門的知見によるアドバイス等を行う支援体制の整備を進める。障害者へ鑑賞の機会を提供する者等に対して、障害への理解、鑑賞の支援方法等に関する研修や現場体験プログラムの提供などを積極的に行うとともに、障害者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、行政職員、教育関係者、研究者など、分野や領域を越えて、鑑賞の在り方や鑑賞機会の確保が考えられるネットワーク形成を進める。	厚生労働省	○都道府県と連携し、地域における障害者の文化芸術鑑賞に関する相談、関係機関や専門家の紹介及び専門的知見によるアドバイス等を行う障害者芸術文化活動支援センターを整備(令和3年度37カ所)。文化施設や芸術団体等の障害者へ鑑賞の機会を提供する者等に対して、障害への理解や鑑賞の支援方法等に関する研修を開催するとともに、地域の障害者や文化施設の職員などの多様な関係者が参加する鑑賞会等を実施し、鑑賞の在り方について考えるネットワークづくりを推進。
⑤地域における鑑賞機会の創出 国は、地方公共団体等と連携し、障害者による文化芸術活動の裾野が広がるよう、地方公共団体における障害者等の作品展、舞台公演、映画祭などの鑑賞の機会の拡大に努める。それらの全国各地の企画を全国障害者芸術・文化祭と連携する取組を進める。これらの機会において、鑑賞支援の整備に取り組み、より多くの障害者の鑑賞機会を創出する。	厚生労働省	○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センターや地方公共団体等の実施する事業において、展覧会、舞台公演、映画上映などを開催して鑑賞機会(オンラインを含む)を創出するとともに、各地域の取組を全国障害者文化・芸術祭と連携。これらの鑑賞機会においては情報保障等による鑑賞支援、鑑賞に関する相談対応、鑑賞プログラムや情報保障等に関する研修等も実施。

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
<p>⑥顕彰の実施 障害者に配慮した鑑賞のサポートや発表機会の提供等の取組を積極的に行う独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、芸術家、学校等、社会福祉施設、非営利団体、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係諸機関等について表彰を行い、優れた取組をより広く発信する。</p>	文化庁 文部科学省	○障害者の文化芸術活動の推進に貢献された方に「文化庁長官表彰」を行うとともに、「障害者の生涯学習支援に係る文部科学大臣表彰」において文化芸術に係る活動を行ってきた方に対する表彰を実施。
<p>⑦イベント等における先導的取組の実施 我が国の優れた美術、音楽、舞踊、演劇等の芸術を世界に発信するため、海外発信力のあるイベントの開催、海外の音楽祭や演劇祭への参加、国内における舞台芸術イベントの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取組を一層推進するとともに、こうした国内外における美術や舞台芸術等の様々なイベント等において、障害者の鑑賞に配慮した取組を進めていく。特に文化庁が実施、支援する際は、他の先行事例となるよう先導的な取組を実施する。</p>	文化庁	○障害者等による文化芸術活動推進事業において、国外への発表・情報発信のテーマを設定し取組を実施するとともに、「日本博2.0」においても海外発信力のあるプロジェクトを推進するとともに、障害者による文化芸術作品等を発信。 ○芸術団体の芸術水準向上と国際発信力の強化を図るため国内外で実施する舞台芸術の公演活動を助成。
<p>⑧義務教育における取組 障害者の鑑賞機会を確保するため、国及び地方公共団体は、地方公共団体における自主事業等も含め、全国の小中学校及び特別支援学校等の子供たちに対する優れた文化芸術の鑑賞・体験機会を充実させる。</p>	文化庁	○特別支援学校において一流の文化芸術団体による実演芸術の公演や、芸術家を派遣し、特別支援学校の子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供するとともに、全国の小・中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等を派遣し、体験機会を提供する等の取組を実施。
<p>⑨あらゆる地域で文化芸術活動に触れる機会の創出 障害者が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラム等のさまざまな取組や地域の学校、非営利団体、福祉施設等の関係機関等と連携したアウトリーチ活動などそれぞれの機関が主体的に取り組む文化芸術活動等を通じて、あらゆる地域で多彩で優れた文化芸術活動に触れることができるようにする。</p>	文化庁	○障害者等による文化芸術活動推進事業や文化芸術による子供育成総合事業において、地域の学校や非営利団体等が連携して取り組む文化芸術活動を推進。
<p>⑩国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施 国は、地方公共団体と連携して、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を効果的に活用し、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促すとともに、障害の有無にかかわることなく国民の参加や鑑賞機会の充実を図るため、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭を一体的に開催していくこととし、併せて名称の統一についても検討する。</p>	文化庁 厚生労働省	○国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を一体的に開催し、地域の障害者団体等との連携等を行い、情報保障等に配慮しつつ、障害の有無に関わらず誰もが文化芸術を鑑賞する機会を創出。また、令和4年度から実施する国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭については、統一の名称を定め、より一体的に実施することを両事業の実施要綱に定め、各都道府県に通知。
<p>⑪2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進 障害の有無に関わらず、全ての人々が芸術文化に親しみ、優れた才能を活かして活躍することのできる社会を実現するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害者による文化芸術活動や社会包摂に資する文化芸術活動の拡充に向け、「日本博」などの文化プログラムを全国で展開していく。 併せて、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する障害者による文化芸術活動を含む文化プログラムを認証する「beyond2020プログラム」を通じ、文化事業・活動へのバリアフリー対応等を促し、共生社会の構築を図る。</p>	文化庁	○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に「日本博」や「beyond2020プログラム」等の文化プログラムを全国各地で展開し、日本文化の発信とともに、障害者による文化芸術活動や社会包摂に資する文化芸術活動の拡充を推進。
<p>⑫文化財での対応 障害者が広く文化財に親しむことができるよう、障害特性に配慮した情報保障や環境等を整備し、文化財の内容や状況に応じた対応を進めていく。</p>	文化庁	○障害者等、すべての人が、より快適に親しむことのできる環境づくりを目指し、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実を実施。

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
(2)創造の機会の拡大		
<p>①創造活動及び発表機会の拡大に向けた支援の充実 芸術水準の向上の直接的な牽引力となることが期待される優れた活動や、独創性に富んだ新たな創造活動など、国内で実施する芸術創造活動の支援に当たっては障害者の活動への配慮を行う。美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野の将来を担う芸術家等に対する国内外での研修や活動成果を発表する機会の充実を図るに当たっては、障害特性や活動内容に応じて支援を行うことが可能な者やコーディネーターを確保することなどにより、活動の障壁となるものを取り除くための配慮を行い、障害者の創造活動及び発表機会の拡大に向け支援を行う。</p>	文化庁	<p>○舞台芸術の水準向上、国民に優れた舞台芸術鑑賞機会の提供を図るため、国内で実施する舞台芸術の創造活動を助成。 ○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業において、新進芸術家や芸術活動を支える人材の能力向上を目的とした事業に対し支援。障害者による芸術活動を支援する人材育成事業に対しても支援を実施。</p>
<p>②創造の機会の拡大 我が国の優れた美術、音楽、舞踊、演劇等の芸術を世界に発信するため、海外発信力のあるイベントの開催、海外の音楽祭や演劇祭への参加、海外の芸術団体との共同制作など更なる取組の推進を図っていく。また、こうした美術や舞台芸術等の様々なイベント等に向けて、障害者が創造の機会を拡大する取組は重要であることから、国内外を問わず、作品等を創造する機会を設ける。</p>	文化庁	<p>○障害者等による文化芸術活動推進事業において、国外への発表・情報発信のテーマを設定し取組を実施するとともに、「日本博2.0」においても海外発信力のあるプロジェクトを推進するとともに、障害者による文化芸術作品等を発信。</p>
<p>③障害者による文化芸術活動についての調査の実施 障害者の文化芸術活動において、これまで作品として認識されづらかったもの、既存の形式や枠組みにとらわれないもの、創造過程そのものに魅力があるものなど、新しい価値の創出につながる取組事例を調査し、それらの評価方法、また社会的価値等の波及効果などについての研究を大学等と連携し、新たに行う。</p>	文化庁	<p>○文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業により、社会包摂と芸術活動について共同研究を行い、芸術活動が生み出す価値やその評価についてのハンドブックを作成するなどの取組を実施。</p>
<p>④特別支援学校等における取組 特別支援学校学習指導要領等を踏まえ、特別支援学校等において芸術に関する教育の充実を図っていく。</p>	文化庁	<p>○特別支援学校において一流の文化芸術団体による実演芸術の公演や、芸術家を派遣し、特別支援学校の子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供。</p>
<p>⑤余裕教室、廃校施設、社会教育施設等の活用 学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設が、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、障害者が創造活動を行う際にその活動拠点として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を引き続き促進する。併せて、各地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等の文化施設や公民館等の社会教育施設について、障害者が創造活動を行う際にも、円滑に利用しやすい運営を促進する。</p>	文部科学省 文化庁	<p>○廃校施設や余裕教室の活用を促進するため、活用用途を募集している全国の廃校施設情報の集約・発信、活用事例の紹介、廃校施設・余裕教室の活用に利用可能な各省庁の補助制度の紹介等の取組を実施。 ○障害者の学びや創作活動等において特色ある活動を行っている公民館を表彰するとともに、その取組事例を全国に周知することにより、障害者を含めた多くの住民が、公民館等の社会教育施設を利用しやすい環境づくりに努めている。 博物館の設置及び運営上の望ましい基準に基づき、博物館において、障害者を含む特に配慮を必要とする方が円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援等のサービス提供や必要な施設・設備整備を推進。 ○劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針に基づき、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を推進。</p>
<p>⑥あらゆる地域で文化芸術活動に触れる機会の確保【再掲】 障害者が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラム等のさまざまな取組や地域の学校、非営利団体、福祉施設等の関係機関等と連携したアウトリーチ活動など、それぞれの機関が主体的に取り組む文化芸術活動等を通じて、あらゆる地域で多彩で優れた文化芸術活動に触れることができるようにすることで、創造活動への関心を喚起する。</p>	文化庁	<p>○障害者等による文化芸術活動推進事業や文化芸術による子供育成総合事業において、地域の学校や非営利団体等が連携して取り組む文化芸術活動を推進。</p>

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
<p>⑦多様な創造活動の促進 国は、地方公共団体等と連携し、地域における障害者の活躍の場を広げ、様々な人との交流が促進されるよう工夫した創造活動の場を創出するとともに、芸術家や専門家が福祉施設等を積極的に訪問・巡回し、利用者等と共に行う多様な創造活動の取組等を促進する。</p>	厚生労働省	○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センターや地方公共団体等の実施する事業において、展覧会、舞台公演、映画上映、ワークショップ、アーティスト派遣などを実施し、創造活動の場を創出。
<p>⑧環境整備の促進 地域における相談支援、ネットワーク形成、人材育成等に取り組むことにより、より多くの障害者が、個性と能力を発揮することができる創造活動の環境整備の促進を図る。</p>	厚生労働省	○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等を通じて、地域の障害者による文化芸術の創造活動が推進されるよう、相談支援や研修等を通じた人材育成、多様な人材のネットワーク形成に取り組み、地域における創造活動の場を創出するための環境を整備。
<p>⑨国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施【再掲】 国は、地方公共団体と連携して、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を効果的に活用し、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促すとともに、障害の有無にかかわらず国民の参加や創造機会の拡大を図るため、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭を一体的に開催していくこととし、併せて名称の統一についても検討する。</p>	文化庁 厚生労働省	○国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を一体的に開催し、地域の障害者団体等との連携等を行い、障害者による創造の場を提供し、障害の有無に関わらず誰もが文化芸術を創造する機会を創出。また、令和4年度から実施する国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭については、統一の名称を定め、より一体的に実施することを両事業の実施要綱に定め、各都道府県に通知。

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
(3) 作品等の発表の機会の確保		
<p>①発表機会の拡大に向けた支援の充実 美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野の将来を担う芸術家等に対する国内外での研修や活動成果を発表する機会の充実を図るに当たっては、障害特性や活動内容に応じて、活動の障壁となるものを取り除くための配慮を行い、創造活動及び発表機会の拡大に向け支援を図る。</p>	文化庁	○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業において、新進芸術家や芸術活動を支える人材の能力向上を目的とした事業に対し支援。障害者による芸術活動を支援する人材育成事業に対しても支援を実施。
<p>②障害者による文化芸術活動の発表の機会の拡大 我が国の優れた美術、音楽、舞踊、演劇等の芸術を世界に発信するため、海外発信力のあるイベントの開催、海外の音楽祭や演劇祭への参加、海外の芸術団体との共同制作、海外における舞台公演、美術展などを通じた障害者の作品の海外発信や障害者による文化芸術活動を通じた海外との交流など更なる取組の推進を図っていく。また、こうした美術や舞台芸術等の様々なイベント等において、障害者による発表の機会を拡大する取組は重要であることから、国内外を問わず、作品等を発表する機会を設ける。</p>	文化庁 外務省	○障害者等による文化芸術活動推進事業において、国外への発表・情報発信のテーマを設定し取組を実施するとともに、「日本博2.0」においても海外発信力のあるプロジェクトを推進するとともに、障害者による文化芸術作品等発信。 ○障害者による演劇やダンスを発表する機会を設け、海外発信や海外交流も実現する取組を実施または支援。
<p>③国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施【再掲】 国は、地方公共団体と連携して、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を効果的に活用し、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促すとともに、障害の有無にかかわらず国民の参加や創造機会の拡大を図るため、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭を一体的に開催していくこととし、併せて名称の統一についても検討する。</p>	文化庁 厚生労働省	○国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を一体的に開催し、地域の障害者団体等との連携等を行い、障害者による発表の場を提供し、障害の有無に関わらず誰もが文化芸術を発表する場を創出。また、令和4年度から実施する国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭については、統一の名称を定め、より一体的に実施することを両事業の実施要綱に定め、各都道府県に通知。
<p>④地域における発表機会の創出 国は、地方公共団体等と連携し、障害者による文化芸術活動の裾野が広がるよう、地方公共団体における障害者等の作品展、舞台公演、映画祭などの発表の機会の拡大を図られるよう取り組む。また、それらの全国各地の企画を全国障害者芸術・文化祭と連携する取組を進める。更に、地域における障害者の活躍の場を広げ、様々な人との交流が促進されるよう工夫し、専門家等と連携を図り質の高い芸術文化活動につながる展示、体験プログラム、公演等のより多くの発表機会を創出する。</p>	厚生労働省	○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センターや地方公共団体等の実施する事業において、展覧会、舞台公演、映画上映などの発表の機会を創出。また、全国障害者芸術・文化祭において開催する公募展等の発表の機会には、全国の支援センターやサテライト開催事業の実施団体等にも参加をよびかけ、全国各地の取り組みと連携。
<p>⑤全国高等学校総合文化祭における発表の場の提供 全国の高校生が文化芸術活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供する等により、発表の機会を創出し、併せて情報保障等の整備を行うことにより障害を持つ生徒が参加でき、全ての高校生が共生社会への認識を深める機会とする。</p>	文化庁	○全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供。
<p>⑥顕彰の実施【再掲】 障害者に配慮した鑑賞のサポートや発表機会の提供等の取組を積極的に行う独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、芸術家、学校等、社会福祉施設、非営利団体、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係諸機関等について表彰を行い、優れた取組をより広く発信する。</p>	文化庁 文部科学省	○障害者の文化芸術活動の推進に貢献された方に「文化庁長官表彰」を行うとともに、「障害者の生涯学習支援に係る文部科学大臣表彰」において文化芸術に係る活動を行ってきた方に対する表彰を実施。

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
<p>⑦余裕教室、廃校施設、社会教育施設等の活用【再掲】 学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設が、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、障害者が作品等の発表を行う際にその活動拠点として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を引き続き促進する。併せて、各地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等の文化施設や公民館等の社会教育施設について、障害者が作品等の発表を行う際にも、円滑に利用しやすい運営を促進する。</p>	文部科学省 文化庁	<p>○廃校施設や余裕教室の活用を促進するため、活用用途を募集している全国の廃校施設情報の集約・発信、活用事例の紹介、廃校施設・余裕教室の活用に利用可能な各省庁の補助制度の紹介等の取組を実施。</p> <p>○障害者の学びや創作活動等において特色ある活動を行っている公民館を表彰するとともに、その取組事例を全国に周知することにより、障害者を含めた多くの住民が、公民館等の社会教育施設を利用しやすい環境づくりに努めている。</p> <p>○博物館の設置及び運営上の望ましい基準に基づき、博物館において、障害者を含む特に配慮を必要とする方が円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援等のサービス提供や必要な施設・設備整備を推進。</p> <p>○劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針に基づき、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を推進。</p>
<p>⑧発表機会の環境整備の促進 地域における障害者の文化芸術作品等の発表に際して、相談支援や連携・協力のできるネットワーク形成等を行い、より多くの障害者が適切、安全、円滑に発表の機会を享受できるよう環境整備の促進を図る。</p>	厚生労働省	<p>○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等を通じて、地域の障害者による文化芸術の発表機会が確保されるよう、相談支援や研修等を通じた人材育成、多様な人材のネットワーク形成に取り組み、地域における発表の機会の創出を促進するための環境を整備。</p>

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等		
<p>① 障害者による文化芸術活動の評価の機会の拡大 我が国の優れた美術、音楽、舞踊、演劇等の芸術を世界に発信するため、海外発信力のあるイベントの開催、海外の音楽祭や演劇祭への参加、海外の芸術団体との共同制作など、更なる取組の推進を図っていく。また、こうした美術や舞台芸術等の様々なイベント等において、障害者が発表の機会を拡大する取組は重要であることから、国内外を問わず、作品等を発表する機会を拡充させるとともに、障害の有無に関わらず、作品そのものに対する評価を受ける機会の充実にもつなげていく。</p>	文化庁	○障害者等による文化芸術活動推進事業において、国外への発表・情報発信のテーマを設定し取組を実施するとともに、「日本博2.0」においても海外発信力のあるプロジェクトを推進するとともに、障害者による文化芸術作品等を発信。
<p>② 海外への発信 国内外の専門家の育成・交流促進を通じた理解増進に加え、世界的な美術展やアートフェア(見本市)等の機会を通じて、世界において評価を高めていく取組を進める。障害者が生み出す文化芸術活動の中には、既に海外に発信しているものや販売につながるなど、一定の評価を得ているものもあるが、今後は実演芸術等を含め、更に海外への発信や共同した取組を進めていく。</p>	文化庁	○障害者等による文化芸術活動推進事業において、障害者の芸術作品の海外発信、マーケット開拓を行う取組を採択するとともに、実演芸術を含め、国外への発表・情報発信の取組も実施。
<p>③ 障害者による文化芸術活動についての調査の実施【再掲】 障害者の文化芸術活動において、これまで作品として認識されづらかったもの、既存の形式や枠組みにとらわれないもの、創造過程そのものに魅力があるものなど、新しい価値の創出につながる取組事例を調査し、それらの評価方法、また社会的価値等の波及効果などについての研究を大学等と連携し、新たに行う。</p>	文化庁	○文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業により、社会包摂と芸術活動について共同研究を行い、芸術活動が生み出す価値やその評価についてのハンドブックを作成するなどの取組を実施。
<p>④ 作品や芸術家等に関する情報収集・発信と環境整備 国は、地方公共団体等と連携し、地域における障害者の作品や障害のある芸術家等に関する情報を収集・発信するとともに、それらの情報が有効に活用されるよう全国的なネットワーク等と連携するなどの環境整備の促進を図る。</p>	厚生労働省	○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等を通じて、地域における障害者の作品や障害のある芸術家等に関する情報を収集・発信するなどして、展覧会や二次利用へつなげるとともに、ブロック毎の会議や研修、全国会議等の全国的なネットワークにおいて紹介するなど、これらの情報が有効に活用される環境を整備。
<p>⑤ 保存等の取組 美術、実演芸術等の作品のアーカイブは、新たな文化や価値を創造していくための社会的基盤となるものである。障害者の作品についても、将来にわたって保存・継承を図ることが重要であることを踏まえ、収集・保存及びデジタルアーカイブ化等を情報保障等に配慮して促進するとともに、文化施設等の関係機関と連携しつつ分野横断的整備を検討する。また、作品を単純にアーカイブとして保存するだけでなく、人材育成、情報の共有化、教育・研究分野など、幅広い分野での応用・活用に向けた取組を目指し、障害者の作品等についても更なる取組の推進を図っていく。</p>	文化庁	○障害者による文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館等における実態調査により、障害のあるアーティストの作品収蔵の状況について把握。 ○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業において、新進芸術家や芸術活動を支える人材の能力向上を目的とした事業に対し支援。障害者による芸術活動を支援する人材育成事業に対しても支援を実施。
<p>⑥ 顕彰の実施【再掲】 障害者に配慮した鑑賞のサポートや発表機会の提供等の取組を積極的に行う独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、芸術家、学校等、社会福祉施設、非営利団体、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係諸機関等について表彰を行い、優れた取組をより広く発信する。</p>	文化庁 文部科学省	○障害者の文化芸術活動の推進に貢献された方に「文化庁長官表彰」を行うとともに、「障害者の生涯学習支援に係る文部科学大臣表彰」において文化芸術に係る活動を行ってきた方に対する表彰を実施。

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
(5) 権利保護の推進		
<p>①知識の普及と意識の向上 著作権に関する対象者別セミナーの開催、文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など、様々な方法を通じて、福祉施設や周囲で支援に携わる者に対し、作者の権利行使や権利保護のために必要な知識に加え、手続き等に関する知識の普及と意識の向上を図る。</p>	文化庁	<p>○著作権講習会において、障害のある方でも他の受講者と同様に受講できる環境を提供するとともに、文化庁ホームページにおいて、著作権に関する教材、資料等の情報を提供 ○障害者等による文化芸術活動推進事業において、権利保護の推進に向けた取組を指定課題として設定し、障害のある人の表現と知的財産権に関する学習プログラムを開発。</p>
<p>②学校教育における取組 学校等の教育において活用できる著作権教育用の教材の開発・普及等に取り組む際には、特別支援学校等での活用等においても十分に配慮を行う。</p>	文化庁	<p>○文化庁ホームページにおいて、発信している各種著作権教育用コンテンツに音声や字幕を入れるなどの配慮を実施</p>
<p>③権利保護に関する研修等の実施 国は、地方公共団体等と連携し、自らの意思表示に困難を伴う障害者に関わる権利保護や意思決定の支援方法に関する研修等を行うとともに、権利保護に関する情報の普及を促進するための環境整備を進める。</p>	厚生労働省 文化庁	<p>○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等において、障害者に関わる知的財産権等の権利保護を図るため、相談支援やネットワーク作り、人材育成研修等を通じて、障害者による文化芸術活動に関する権利保護に関わる情報の普及を促進するための環境を整備。 ○障害者等による文化芸術活動推進事業において、権利保護の推進に向けた取組を指定課題として設定し、知的財産権等に関する啓発媒体の作成やセミナーの開催等を実施。</p>
<p>④全国での支援事業の展開 中堅・中小企業等の障害者による文化芸術活動に係るものを含めた知的財産に関する悩みや課題に対しワンストップで受け付ける相談窓口での対応や、関連する制度についての普及啓発を行う。</p>	特許庁	<p>○中堅・中小企業等の障害者による文化芸術活動に係るものを含めた知的財産に関する悩みや課題に対しワンストップで受け付ける相談窓口で対応し、ニーズに応じて課題解決に向けた支援や関連する制度の普及啓発を実施。</p>
(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援		
<p>①地域における支援体制の促進 国は、地方公共団体等と連携し、障害者の文化芸術作品等の販売や二次利用、商品化等に関する相談支援や人材育成、連携・協力のできるネットワーク形成等を行い、より多くの障害者が適切、安全、円滑に作品の販売や舞台作品等への出演が行われるよう、地域における支援体制の促進を図る。</p>	厚生労働省	<p>○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等において、地域の企業等との連携・協力を図りながら、障害者の文化芸術作品等の販売や二次利用、商品化等に関する相談支援や研修等を通じた人材育成、多様な人材のネットワーク形成に取り組み、地域における支援体制を整備。</p>
<p>②企業等における環境整備や販路開拓の促進 企業等における障害者による文化芸術活動を推進していくための環境整備や、販路開拓の手法に関する成功事例の収集等を通じて、新たなモデルの構築のための検討を行い、その促進を図る。</p>	経済産業省	<p>○企業等による文化芸術／アートへの投資の意義・効用についての調査・研究を行うことにより、様々な主体によるアート投資を促進。</p>
<p>③企業等との新たな連携強化 障害者による文化芸術活動について、市場(マーケット)の育成、他分野への活用を促すことにより、新たな価値を創出し、その新たな価値が文化に再投資され、持続的な発展につながる好循環を構築することを目指す。また、企業等との新たな連携を構築していくため、そのあり方についても検討する。</p>	経済産業省 文化庁	<p>○企業等による文化芸術／アートへの投資の意義・効用についての調査・研究を行うことにより、様々な主体によるアート投資を促進。 ○障害者等による文化芸術活動推進事業において、障害者の表現と伝統工芸を組み合わせた作品や製品づくりに関するモデル事業や、作品の発表、販売契約、貸し出し等に関する知的財産権を学ぶ媒体の作成等を実施。</p>

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
(7)文化芸術活動を通じた交流の促進		
<p>①関連分野との有機的な連携 日本全国で開催される芸術祭や地域の行事を核とした文化芸術事業が充実・発展するよう、地方公共団体が民間企業とも提携しつつ、観光、まちづくり、食文化、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的な連携を図ることが重要であり、障害者の文化芸術関係の事業においても、関連分野との有機的な連携のための更なる取組の推進を図っていく。</p>	文化庁	○地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業において、障害等の多様な属性を持つ人々の参加を促す工夫を盛り込みつつ、関連分野との有機的な連携を図りながら行う特色ある事業を積極的に支援。
<p>②地域におけるネットワークづくり 国は、地方公共団体等と連携し、地域における障害者による文化芸術活動に関わる人材が連携・協力し、多角的な面から障害者による文化芸術活動について考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、行政職員、教育関係者、研究者など、分野や領域を越えてさまざまな関係者とネットワークづくりを進める。</p>	厚生労働省	○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等において、障害者やその家族、福祉や芸術の専門家、事業所や文化施設の職員、行政職員、教育関係者、研究者等の地域における障害者による文化芸術活動に関わる多様な人材が連携・協力するネットワークづくりを推進。
<p>③広域的・全国的なネットワークづくり 国は、障害者による文化芸術活動に関わる関係者の広域的・全国的な交流や意見交換の場を設け、課題や成果を共有し、より連携・協力できる環境を整備する。</p>	厚生労働省	○各都道府県の障害者による文化芸術活動の担当者や都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等が、情報共有や意見交換を行い、研修等を通じて学び合う広域ブロック毎の会議や研修、全国会議等を開催し、全国的なネットワークを整備。
<p>④学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進 障害のある子供と障害のない子供の交流及び交流学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。このため、学校において、障害のある子供と障害のない子供の文化芸術活動等による交流及び共同学習を推進し、障害者理解の一層の促進を図る。</p>	文部科学省	○小学校学習指導要領等において「交流及び共同学習」の記載を充実させ、各学校等における取組の充実を図るとともに、「交流及び共同学習オンラインフォーラム」により各自治体の「交流及び共同学習」の取組を周知。 また、各学校で活用可能な資料として、「交流及び共同学習ガイド」や副教材「心のバリアフリーノート」もHP上に掲載し周知。
<p>⑤文化芸術による子供の育成 特別支援学校において文化芸術団体による実演芸術の公演や、芸術家の派遣により、特別支援学校の子供たちに対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供する。また、全国の小中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等を派遣し、交流する機会を併せて提供する。</p>	文化庁	○特別支援学校において一流の文化芸術団体による実演芸術の公演や、芸術家を派遣し、特別支援学校の子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供するとともに、全国の小・中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等を派遣し、体験機会を提供する等の取組を実施。
<p>⑥全国高等学校総合文化祭における発表の場の提供【再掲】 全国の高校生が文化芸術活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供する等により、他の学校の生徒等との文化芸術活動を通じた交流を行う。</p>	文化庁	○全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供。
<p>⑦教育機関等との連携 芸術系大学等の有する教員や教育研究機能などを活用し、福祉施設等と連携しつつ、障害者による文化芸術活動に係る教育及び研究を促進する。</p>	文化庁	○大学における文化芸術推進事業において、新進芸術家や芸術活動を支える人材の能力向上を目的とした事業に対し支援。障害者による芸術活動を支援する人材育成事業に対しても支援を実施。
<p>⑧海外への発信、共同した取組【再掲】 我が国の優れた美術、音楽、舞踊、演劇等の芸術を世界に発信するため、海外発信力のあるイベントの開催、海外の音楽祭や演劇祭への参加、海外の芸術団体との共同制作、海外における舞台公演、美術展などを通じた障害者の作品の海外発信や障害者による文化芸術活動を通じた海外との交流などの取組を一層推進するに当たり、障害者による文化芸術活動についても、国内外を問わず、作品等を発表する機会を設け、海外への発信や海外の芸術団体と共同した取組を進めていく。</p>	文化庁 外務省	○障害者等による文化芸術活動推進事業において、国外への発表・情報発信のテーマを設定し取組を実施するとともに、「日本博2.0」においても海外発信力のあるプロジェクトを推進するとともに、障害者による文化芸術作品等を発信。 ○海外発信力のある国内イベントにおいて障害者による舞台公演を実施。

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
(8)相談体制の整備等		
<p>①地域における相談体制の整備 国は、地方公共団体等と連携し、全国各地において、障害者による文化芸術活動の支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス等を行う支援の体制を整備する。</p>	厚生労働省	○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等に、障害者による文化芸術活動の支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談窓口を設け、それらの相談内容に適した関係機関や専門家の紹介や専門的知見による助言等を行う体制を整備。
<p>②文化芸術活動に関する相談体制の整備 障害者による文化芸術活動の分野等に応じた相談体制の在り方を検討するため、情報の収集・提供方法などについて、調査研究を行う。その後、研究を踏まえ試行的な取組を行う。</p>	文化庁	○障害者の文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館・博物館や劇場・音楽堂等に対する調査研究を行い、外部機関との連携など情報収集・提供について実態を把握し、鑑賞サポート等の相談体制に関する試行的な取組を実施。
<p>③障害者による文化芸術活動に配慮できる人材の養成・確保 地域の文化拠点であり、文化芸術の継承、創造、発信する場である美術館、博物館、劇場、音楽堂等において、専門的な研修等を通じて、障害者による文化芸術活動にも対応できる人材の養成・確保に向けた支援を行う。</p>	文化庁	<p>○劇場・音楽堂等の職員に対して、障害者の文化芸術活動推進を含めたアートマネジメント研修や舞台技術研修を実施するとともに、美術館・博物館の管理・運営に関する研修や博物館職員専門研修において博物館の社会的包摂にかかわる講義を実施。</p> <p>○障害者等による文化芸術活動推進事業において、障害者による文化芸術活動をサポートしていくための人材の育成のあり方等を検討する取組を指定課題として設定し、取組を推進。</p>

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
(9)人材の育成等		
<p>①文化施設等に求められる人材とその研修の充実 近年においては、美術館、博物館、劇場、音楽堂等の文化施設が社会包摂や地域創生の礎となるものが求められており、専門性の向上に加え、教育活動等の更なる充実も必要である。質の高い活動を支える人材を確保するために、職員向けの研修を充実させていく中で、障害者による文化芸術活動についても専門的な対応ができる人材を育成する。併せて、地方公共団体においても同様の取組が推進されるよう促していく。</p>	文化庁	<p>○劇場・音楽堂等の職員に対して、障害者の文化芸術活動推進を含めたアートマネジメント研修や舞台技術研修を実施するとともに、美術館・博物館の管理・運営に関する研修や博物館職員専門研修において博物館の社会的包摂にかかわる講義を実施。 ○障害者等による文化芸術活動推進事業において、障害者による文化芸術活動をサポートしていくための人材の育成のあり方等を検討する取組を指定課題として設定し、取組を推進。</p>
<p>②芸術活動の指導や支援を行うことができる人材の育成 新進芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材などの芸術活動を支える人材、芸術活動の指導を行う人材を育成していく中において、障害者の文化芸術を理解し、その活動に対する指導や支援を行うための人材の育成を図る。併せて、全国の芸術系大学のネットワーク等を活用し、基本計画の周知等を図っていく。</p>	文化庁	<p>○大学における文化芸術推進事業において、新進芸術家や芸術活動を支える人材の能力向上を目的とした事業に対し支援。障害者による芸術活動を支援する人材育成事業に対しても支援を実施。</p>
<p>③海外と日本の人的ネットワーク構築と人材育成 海外における舞台公演、美術展などを通じた障害者の作品の海外発信や文化芸術活動を通じた海外との交流等を継続することを通じて、障害者による文化芸術活動に関する海外と日本の人的ネットワーク構築と人材の育成につなげる。</p>	外務省	<p>○日本を含むアジア各国における障害者の芸術活動についてのフォーラムを実施するとともに、海外の障害者との共同取組によるワークショップ・公演を支援。</p>
<p>④地域における多様な人材の育成 国は、地方公共団体等と連携し、地域における障害者による文化芸術活動に関わる多様な関係者を対象に、様々な支援方法や専門知識に関する研修、現場体験プログラムの提供などを行い、分野や領域を越えたネットワークの構築を図りながら、地域の人材の育成及び確保を進める。</p>	厚生労働省	<p>○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等において、障害者による文化芸術活動に関する様々な支援方法や専門知識に関する研修、現場体験プログラムの提供などを通じて、関係者のネットワークの構築を図りながら、地域の人材の育成及び確保を推進。</p>
<p>⑤教育機関等との連携による人材育成や研究 障害者による文化芸術活動のアートマネジメント等に関する専門的人材を養成するための先導的な取組を推進するため、地域の劇場、音楽堂等が行う事業や、芸術系大学等の有する教員や教育研究機能などを活用していく。また、大学等の教育機関や文化施設等における障害者による文化芸術活動に係る教育及び研究の充実を図る。</p>	文化庁	<p>○大学における文化芸術推進事業において、新進芸術家や芸術活動を支える人材の能力向上を目的とした事業に対し支援。障害者による芸術活動を支援する人材育成事業に対しても支援を実施。</p>
<p>⑥顕彰の実施【再掲】 障害者に配慮した鑑賞のサポートや発表機会の提供等の取組を積極的に行う独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、芸術家、学校等、社会福祉施設、非営利団体、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係諸機関等について表彰を行い、優れた取組を行う人材について広く発信する。</p>	文化庁 文部科学省	<p>○障害者の文化芸術活動の推進に貢献された方に「文化庁長官表彰」を行うとともに、「障害者の生涯学習支援に係る文部科学大臣表彰」において文化芸術に係る活動を行ってきた方に対する表彰を実施。</p>
<p>⑦「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰 障害者の生涯学習(教育やスポーツ、文化芸術を含む)を支える、優れた活動を行う団体等に対し、文部科学大臣表彰を行う。また表彰事例集を作成し、ホームページへの掲載等を通じ、全国の優れた取組を関係者に周知、普及する。</p>	文部科学省	<p>○「障害者の生涯学習支援に係る文部科学大臣表彰」において、文化芸術に係る支援活動を行ってきた方団体等に対する表彰を実施。また、表彰事例集を作成し、ホームページへの掲載等を通じ、全国の優れた取組を関係者に周知・普及。</p>

第1期基本計画の記載内容	担当省庁	取組状況
(10)情報の収集等		
<p>①客観的根拠に基づいた政策立案機能の強化 国は、客観的な根拠に基づいた政策立案の機能を強化するため、文化芸術政策に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究、また施策効果の評価研究等、障害者の文化芸術政策について必要となる調査研究を実施していく。</p>	文化庁	○障害者の文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館・博物館や劇場・音楽堂等に対する調査研究を行い、鑑賞・創造・発表に関する取組状況や課題について分析するとともに、文化芸術団体や障害当事者団体からの意見聴取による実態把握を実施。
<p>②多様な情報の収集・発信・活用 国は、地方公共団体等と連携し、障害者による文化芸術活動に関する展示や公演などのイベント情報、文化芸術活動の実態把握、作品・作者に関する発掘など、全国各地の文化芸術活動や海外の取組に関する情報を収集・発信するとともに、得られた情報の活用を図る。</p>	厚生労働省	○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等において、地域における障害者による文化芸術活動に関する展示や公演などのイベント情報、文化芸術活動の実態や活動の推進に有効な情報を収集し、ホームページ、SNS、情報誌、メール配信等を通じて発信するとともに、これらの情報をとりまとめて発信する広域的・全国的なネットワークの環境を整備。
<p>③文化芸術活動に関する相談体制の整備【再掲】 障害者による文化芸術活動の分野等に応じた相談体制の在り方を検討するため、情報の収集・提供方法などについて、調査研究を行う。その後、研究を踏まえ試行的な取組を行う。</p>	文化庁	○障害者の文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館・博物館や劇場・音楽堂等に対する調査研究を行い、外部機関との連携など情報収集・提供について実態を把握し、鑑賞サポート等の相談体制に関する試行的な取組を実施
(11)関係者の連携協力		
<p>①意見交換の場の設置 国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者、文化芸術活動を行う障害者本人等が、各地域の障害者による文化芸術を取り巻く状況や活動の実態、文化芸術振興のための課題等について、情報や意見の交換を行うことができるよう、積極的に意見交換の場を設けていく。</p>	文化庁 厚生労働省	○美術館・博物館、劇場・音楽堂、芸術団体、芸術家、障害当事者、障害福祉施設、障害者芸術文化活動支援センター等に対する全国調査を実施し、全国の障害者による文化芸術を取り巻く状況や活動の実態を明らかにし、それらの現状について行政、支援団体、福祉団体、研究者、文化芸術活動を行う障害者本人等から情報や意見をもらう検討委員会、研究委員会、ヒアリング等を実施。 ○都道府県に設置した支援センター等において、障害者やその家族、福祉や芸術の専門家、事業所や文化施設の職員、行政職員、教育関係者、研究者等による意見交換を実施。
<p>②地域におけるネットワークづくり 国は、地方公共団体と連携し、地域における障害者による文化芸術活動に関わる人材が連携・協力し、多角的な面から障害者による文化芸術活動について考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、福祉・文化関係のみならずまちづくり等に関わる行政職員、教育関係者、研究者など、分野や領域を越えてさまざまな関係者とネットワークづくりを進める。 そのため、鑑賞に対する支援体制の整備、多様な創造活動の促進及び発表機会の創出等の各項において記された地域の支援体制や必要な環境整備を全国的に展開する。</p>	厚生労働省	○都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等において、障害者やその家族、福祉や芸術の専門家、事業所や文化施設の職員、行政職員、教育関係者、研究者等の地域における障害者による文化芸術活動に関わる多様な人材が連携・協力するネットワークづくりを推進。地域における鑑賞支援体制の整備や創造活動の促進、発表機会の創出等の取り組みにおいても、これらの支援体制を活用し、ブロック会議や全国会議等を通じて全国的に展開。
<p>③広域的・全国的なネットワークづくり【再掲】 国は、障害者による文化芸術活動に関わる関係者の広域的・全国的な交流や意見交換の場を設け、課題や成果を共有し、より連携・協力できる環境を整備する。</p>	厚生労働省	○各都道府県の障害者による文化芸術活動の担当者や都道府県に設置した障害者芸術文化活動支援センター等が、情報共有や意見交換を行い、研修等を通じて学び合う広域ブロック毎の会議や研修、全国会議等を開催し、全国的なネットワークを整備。
<p>④学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究 学校卒業後の障害者について、学校から社会への移行期や生涯の各ライフステージにおける文化芸術活動を含む様々な学びについて、効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関するモデル開発を行い、全国の関係者に普及する。</p>	文部科学省	○学校卒業後の障害者の文化芸術活動を含む様々な生涯学習プログラムを開発・実施するモデル事業を行い、その成果を全国に普及。